

令和6年度(2024年度) 熊本市中小企業融資制度のご案内

■ 中小企業信用保険法における中小企業の定義

中小企業者とは、下記の資本金又は従業員数のいずれかに該当していることが必要です。

1 法人事業所・個人事業所

業種	資本金 (出資総額)	従業員数 (常時雇用)
製造・運送・建設業等 (下記以外のもの)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

2 医業

区分	従業員数 (常時雇用)
法人	300人以下
個人	100人以下

3 組合

中小企業信用保険法の要件を満たす組合も対象となります。

4 NPO法人

中小企業信用保険法の要件を満たすNPO法人も対象です。
(経営向上小口・創業除く)

■ 共通提出書類

提出書類	法人	個人
①熊本市中小企業制度融資借入申込書(様式第1号(共通))	○	○
②印鑑証明書(写)	○	○
③決算書(直近2期)(写)	○	
④確定申告書(直近2年)(写)		○
⑤市県民税・法人市民税等の納税証明書等(直近1年分) *保証協会利用が初めての場合は2年分	○	○
⑥商業登記簿謄本(写)*保証協会利用が初めての場	○	
⑦信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類	○	○
⑧その他関係機関が必要とする書類	○	○

■ 熊本市中小企業融資制度の詳細については下記の機関にご相談ください。

くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT. (TEL 096-355-7402)
〒860-0047 熊本市西区春日1丁目14-1 くまもと森都心プラザ2F

中小企業者・個人事業主・創業希望者等すべてのビジネスにかかわる方を支援する新たな拠点として、経営上の諸問題解決のための専門家による相談・アドバイス・ビジネス情報の発信などの幅広いサービスを提供します。

熊本商工会議所経営支援部 (TEL 096-354-6688)

熊本市内 各商工会 各取扱金融機関本・支店

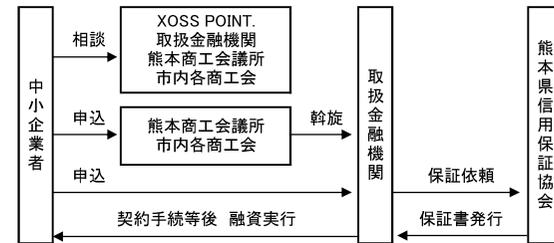
熊本市商業金融課 金融支援班
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所本庁 8F
TEL 328-2424 FAX 324-7004

制度融資のしくみ

この融資は、熊本市が熊本県信用保証協会と金融機関の協力を得て実施しているもので、金融機関が本市の定める条件に沿って保証協会の信用保証を付けて融資を行います。

信用保証協会とは、中小企業者の方が金融機関から貸付等を受けるときに、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業者の方に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

< 相談・申込から融資実行まで >



申込みができる方

熊本市の中小企業融資制度の申込にあたっては、概ね次のような要件が必要となります。制度ごとに融資要件は異なりますので、詳しくは裏面をご覧ください。

- 1 中小企業者であること**
中小企業信用保険法の要件を満たすNPO法人も対象です(一部制度を除く)
- 2 熊本市内に1年以上居住していること** (一部例外あり)
- 3 同一事業を1年以上継続して営んでいること** (一部例外あり)
(営業に際し許認可等が必要とする業種を営む場合は、上記に加え許認可等の取得日から起算し、1年以上経過していること)
- 4 定められた市税を納めていること**
(納税がない場合は、非課税措置又は免税措置を受けていること)
- 5 熊本県信用保証協会の保証対象業種であること**

※下記の方は申込みできません

- 信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方
- 信用保証協会の代位弁済となっている方
- 最近2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けた方
- 暴力団員等反社会勢力(信用保証委託契約書の第3条に該当する方)

【令和6年度 熊本市の中小企業融資制度】 令和6年(2024年)4月1日現在

こんなとき	融資名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間及び利率	保証料率 (注2)(注3)	責任共有 制度	連帯保証人 (注3)	返済方法	相談窓口	取扱金融機関
新たに事業を始めるとき	創業サポート 資金	<ul style="list-style-type: none"> 新規に事業を起こす(起こした)者であって、次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する者(注) 市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立する者(注) 市内に住所を有し、個人事業を開始した日以後1年未満の者 市内に本店登記を有する法人であって、会社設立の日(法人登記日)以後1年未満の者 (注) 産業競争力強化法第2条第29項第1号、第3号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者は6月以内 <ul style="list-style-type: none"> ※ 熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として熊本市内に住民登録後、1年以内の者は、全額保証料補給あり。 ※ 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号に該当する者は、全額保証料補給の特例あり。 	運転資金 設備資金 (※熊本市内の事業所(店舗)にかかる資金に限る)	2,000万円以内	3年以内 固定 年1.30%以内 5年以内 固定 年1.45%以内 7年以内 固定 年1.60%以内 (据置 1年以内)	年0.35% (特例対象者は年0.00%) ※市補助・補給後	対象外	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	元金均等返済	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫
運転資金や設備資金が必要なとき	経営向上 小口資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している小規模企業者 従業員20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)であること。 この融資と既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計2,000万円の範囲内であること。 ※ 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者は、保証料補給の特例あり。 	運転資金 設備資金	1,000万円以内	3年以内 固定 年1.70%以内 4年以内 固定 年1.80%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 (据置 6か月以内)	年0.25%~1.10% (特例対象者は年0.00%) ※市補給後	対象外		元金均等返済 または 一括返済		
	小口資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 従業員20人以下であること。 	運転資金 設備資金	1,000万円以内	30か月 固定 年2.00%以内 45か月 固定 年2.10%以内 60か月 固定 年2.20%以内 (据置 6か月以内)	年0.225%~0.625% ※市補給後	対象		元金均等返済		
	経営活性化 資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合 	運転資金 設備資金	3,000万円以内	【一括返済】 1年以内 固定 年2.10%以内 【元金均等返済】 3年以内 固定 年2.10%以内 5年以内 固定 年2.20%以内 7年以内 固定 年2.30%以内 (据置 1年以内)	年0.25%~1.70% ※市補助後	対象		元金均等返済 または 一括返済		
大型店の進出・撤退で影響があったとき 倒産企業に対し回収が難しい債権があるとき 災害により被害を受けたとき	経営安定 特例資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6か月以上)経営している中小企業者で次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 大規模小売店(床面積1000㎡超)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めた者 倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者 天災地変・火災により被害を受けた中小企業者と市長が認めた者 大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めた者 ※ 上記4項目については融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。 	運転資金 設備資金 (※(1)(4)については設備資金のみ)	1,500万円以内	7年以内 固定 年2.00%以内 (据置 1年以内)	年0.25%~1.70% ※市補助後	対象	元金均等返済			

<ご留意事項>

(注1) 融資実行においては金融機関の審査がありますので、まずは取扱金融機関へご相談ください。
 (注2) 有担保による保証や、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は、保証料率が割引されることがあります。詳しくは熊本県信用保証協会へお問い合わせください。
 (注3) 一定の要件を満たす法人は、保証料率の上乗せ(0.25%または0.45%)を条件に経営者保証を提供しないことを選択できます。
 (注4) 制度融資の借換には制限があります。詳しくは右表をご覧ください。



詳しくは、熊本市ホームページをご覧ください。



<借換可能融資一覧表>

融資名	借換の申込ができるとき	借換可能な融資
小口資金	小口資金の融資残高が2分の1以下になった場合	小口資金のみ
経営向上小口資金	経営向上小口資金の融資残高が2分の1以下になった場合	経営向上小口資金のみ
経営活性化資金	随時	熊本市中小企業融資制度にかかる全ての資金 (取扱い終了分を含む)